

# 「箕輪町こども条例（仮称）」 の制定の目的について

令和5年6月26日  
箕輪町子ども・子育て審議会への意見聴取

## 1 条例制定の背景・目的

近年、全国的にこどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、貧困やこどもへの虐待、不登校・引きこもり、ヤングケアラーなど、こどもに関する課題が多様化・複雑化してきています。また、今後は、少子高齢化の進行や子育て家庭と地域のつながりの希薄化により、課題はより深刻化していくことが懸念されます。

こどもができるだけ困難なく育っていくためには、こどもや妊婦を含めた子育て家庭に対し、より一層、行政、地域住民、関係機関等が、それぞれの役割を理解し、相互に連携しながらこどもの成長と子育てを応援していくことが必要です。

町民のニーズを見ても、「育児・子育て支援」や「地域で支える子育て環境づくり」の重要度は高く、さらなるこども・子育て支援施策の推進や、地域全体での機運の醸成が求められています。

国においては、こども施策を総合的に推進するために、令和5年4月にこども基本法が施行され、また、内閣府の外局として、こども家庭庁が設置されました。

このような現状を踏まえ、箕輪町では、こどもの権利が尊重されることを前提に、すべてのこどもが健やかに育つ地域社会を実現するために、「箕輪町こども条例（仮称）」を制定し、こどもの健やかな成長を妊娠期から成人まで切れ目なく地域全体で支えていくまちづくりを推進していけるよう、町の責務や多様な主体の役割を明確にしたいと考えています。

## 2 条例（案）の考え方

- ① こどもの権利が尊重されることを前提に、行政、地域住民、関係機関等が、それぞれの役割を理解し、相互に連携しながら、地域全体でこどもの成長や妊娠期を含む子育てを支えることの必要性を発信していく。
- ② こども一人ひとりが、周りの大人に支えられて育っていけることを示しつつ、こども自身の主体性を身に付けていくことも大切にする内容とする。町で育ったこどもが、大人になって町で子育てをしたい、子育てを支えたいと思える環境を整備する。
- ③ こどもの生命を守るため、支援を必要とするこどもや妊娠期を含む子育て家庭に関する情報については、その取扱いに十分に配慮しつつ、関係機関を横断して共有・活用し、必要十分な支援につなげていく。
- ④ 地域全体で、こどもや妊娠期を含む子育て家庭に対する、必要十分な支援が行える体制の整備が不可欠であり、地域住民や事業者などが一体となってこどもの健やかな育ちや子育てを応援するまちづくりを推進する。
- ⑤ 条例によって、こどもの健やかな育ちや子育てを応援する取組の方向性を示し、実効性のある支援策については、町のこどもに関する各計画により、推進していく。
- ⑥ 条例（案）の作成にあたっては、当事者であるこどもや子育て家庭の意見を参考にしながら、子ども・子育て審議会に協議をしていただく。

## 3 条例（案）の構成（案）

### 第1章 総則

- 目的
- （用語の）定義
- 基本理念

### 第2章 各主体の役割

- 保護者及び家庭の役割
- 地域住民の役割
- 学校等（学校及び保育所等）の役割
- 町の責務

### 第3章 こどもの育ちと子育てを支援する体制の構築

- 子育て支援の充実
- 子育て支援の体制及び連携強化
- こどもの社会参加の促進

### 第4章 こどもの育ちや子育てを支援する施策に関する計画

- こども計画の策定
- 評価